

大阪市道路施設点検要領

【詳細点検・詳細調査編】

令和7年3月

大阪市建設局道路河川部道路課（道路維持担当）

はじめに

本要領は、本市所管の道路施設（「歩道橋」・「アンダーパス」・「地下道」・「共同溝」・「道路標識」・「擁壁」）における詳細点検・詳細調査の実施、評価ならびに記録の方法を定めたものである。

本要領は、平成 26 年 7 月 1 日施行の道路法施行規則改定に伴い、点検手法、点検サイクル、損傷判定・損傷診断手法が国交省基準により統一化され、その結果を公表することが法定化されたことに伴い、これらを踏まえつつ本市の施行体制に即した点検・診断・対策を執れるよう、各施設の点検要領の改訂を行ったものである。

主な改訂内容は次のとおりである。

- ＊ 定期点検要領（国交省 道路局）に基づき、損傷の状態に応じて、区分Ⅰ～Ⅳに分類する必要があるため、本市要領により判定した損傷および対策（損傷判定：「a」～「m」、対策判定：「i」～「iii」）を区分Ⅰ～Ⅳに分類するように手法を改めた。
- ＊ 定期点検要領（国交省 道路局）に基づく点検表記録様式の作成要領をとりまとめた。
- ＊ その他、現場点検時における写真撮影方法や調書作成方法など、特に注意すべきポイントをまとめた。

なお、詳細点検・詳細調査には、技術的課題があることから、点検実施に併せて、詳細な検討を行い、その成果を順次、本要領へ盛り込んでいく必要があるため、今後も国の動向や他都市の状況を把握しながら、順次、改訂作業を行っていく所存である。

最後に、本要領にもとづき、詳細点検・詳細調査を実施していくことで、各道路施設を良好に保全するとともに、安全で安心な社会インフラを維持することをめざすものとする。

令和 7 年 3 月

第 1 章 総 則

目 次

【総則編】

1. 適用範囲	1
2. 点検の目的	2
3. 点検の区分	3
4. 点検範囲と対象部材	3
5. 点検の流れ	4
6. 点検頻度と実施主体	6
7. 点検項目	10
8. 点検方法	11
9. その他注意すべきポイント	13
10. 点検体制	15
11. 損傷状況の把握及び損傷評価	17
12. 詳細調査	18
13. 補修対策が必要な箇所の選定	19
14. 点検成果の取りまとめとデータ登録	21

1. 適用範囲

- 本要領は、大阪市建設局が管理する道路施設（「歩道橋」・「アンダーパス」・「地下道」・「共同溝」・「道路標識」・「擁壁」）に適用する。
- 本要領は、図 1.1 に示す道路事業の業務（マネジメント）サイクルにおける点検診断のうちの「詳細点検」「データ入力更新」を適用範囲とする。
- また、「対策工事の実施」における工事時の現場調査にも適用する。

《各道路施設のマネジメントサイクル》

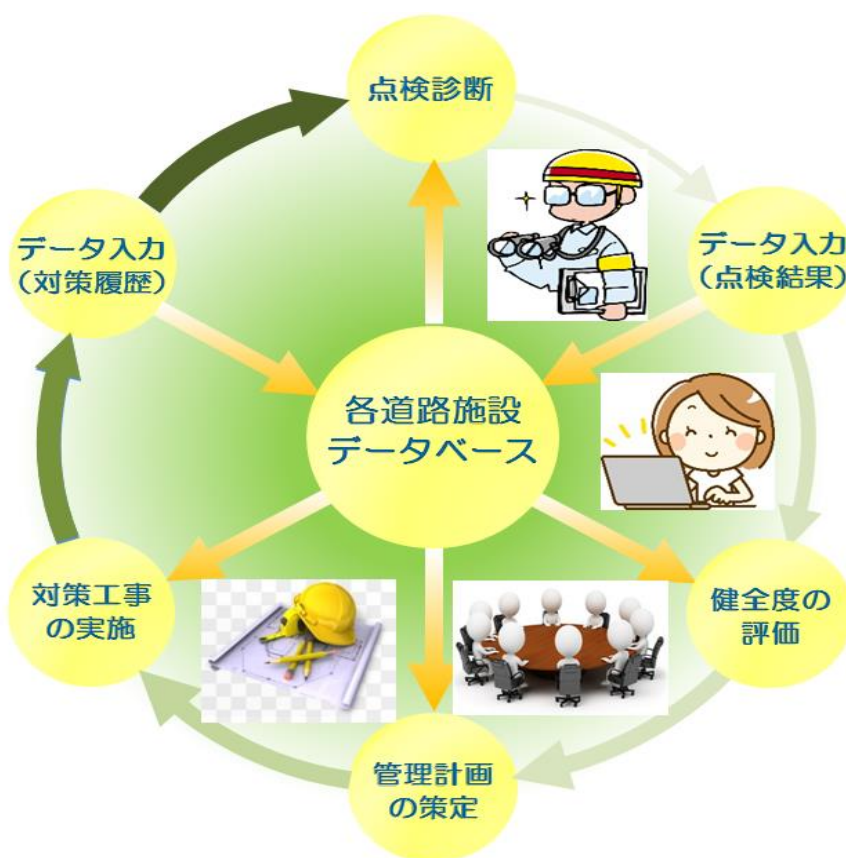


図 1.1 道路事業の業務（マネジメント）サイクル図

本要領は、定期点検に関して、標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。

一方、変状は、各道路施設の構造形式、管理区分、交通量、供用年数、周辺環境等によって千差万別であるので、実際の点検に当たっては、本要領に基づき、個々の道路施設の状況に応じて定期点検の目的を達成されるように、十分な検討を行う必要がある。

2. 点検の目的

詳細点検の目的は、次の①、②とする。

- ① 定期的に各道路施設の状態を詳細に把握し、早期に損傷を発見することで、安全かつ円滑な交通を確保し、また、ライフラインの安全性を確保する。
- ② 効率的な管理計画を検討するために必要となる基礎データを収集・蓄積する。

従来の詳細点検の目的は主に①であったが、近年、アセットマネジメント手法の研究が進む中で、②の基礎データを活用した効率的な管理の必要性が高まっている。

このような背景の中で、本市では、平成 26～27 年度に、各道路施設の中長期の管理計画を定めた「大阪市公共施設マネジメント基本方針」および短期の管理計画を定めた「長寿命化修繕計画」にあたる「個別施設計画」を策定した。

しかし本計画は、道路法改定に伴い、平成 26 年度に国交省にて策定（平成 31 年度・令和 6 年度 改定）された点検要領に準じたものではなく、本市独自で制定した点検要領等にて実施した点検結果に基づき、計画策定されたものである。

これらの背景より本点検要領では、詳細点検を国交省が策定した点検要領に準拠して点検を行い、①とともに②の一連の検討に必要な基礎データを収集・蓄積することを目的として実施する。

3. 点検の区分

本市建設局では、点検を5種類に分類する。点検の種類毎の内容を、表 3.1 に示す。

表 3.1 点検の種類と内容

点検の種類	内容
日常点検	各道路施設の表面に現れる異常や突発的な破損を早期に発見することによって安全性を確保するために実施する点検
詳細点検 (中間点検含む)	近接目視によって定期的に状態を詳細に点検し、損傷の有無を確認する点検 門型標識以外の道路標識及び健全性の高い擁壁では中間点検として、詳細点検を補完的に行うため、中間的な時期を目途に行う遠望目視による点検も含む。
詳細調査	重要な損傷に対してより詳細な情報を収集するために実施する調査
モニタリング	重要な損傷があり、倒壊時の影響が大きい擁壁に対して計測器等を用いて常時監視を行う
緊急点検	他の施設で機能の支障につながる重要な損傷が発見された場合に同一形式の施設を対象として緊急に実施する点検
異常時点検	地震、台風、集中豪雨、豪雪等の災害や大きな事故が発生し、各道路施設に予期せぬ異常が発見された場合に行う点検

詳細点検（中間点検を含む）及び詳細調査、モニタリングは、それぞれ「本要領」に基づいて実施する。

4. 点検範囲と対象部材

点検範囲は大阪市が管理する地域に存する道路施設の保全管理区域とし、対象部材は各道路施設構成の全部材とする。また、原則として近接目視により点検を行うものとする。
近接目視が不可能な場合は、監督職員と協議し、その範囲を明確化し、次回点検に向けた近接目視方法を検討すること。

点検範囲は大阪市が管理する地域に存する道路施設の保全管理区域とし、管理区分が他の管理機関と輻輳している場合は、点検範囲について監督職員と協議を行い指示に従うものとする。

対象部材は各道路施設を構成する全ての部材とし、原則として近接目視により点検を行うものとする。

5. 点検の流れ

- ・ 詳細点検、詳細調査は、図 5.1 の流れに基づき実施する。
- ・ 点検を受注した際には、最新版の「大阪市道路施設点検要領」を大阪市ホームページより入手し、その内容を確認した上で、業務計画を作成すること。
- ・ 業務の実施にあたっては、監督職員より貸与される資料（資料種類は表 14.3 に例を示す）を確認、整理し、現地踏査を実施すること。
- ・ 現地踏査では、点検手法や点検に用いる機材計画、安全管理計画及び交通規制の要否等を確認すること。また、重要な部材の有無についても把握し、緊急性がある損傷を発見した場合には遅滞なく監督職員に報告すること。
- ・ 現地踏査結果を踏まえて、詳細点検・調査実施計画書（記載項目は表 14.1 に示す）を作成すること。
- ・ 詳細点検時に、各道路施設の構造に重大な影響を及ぼす損傷や、通行に影響する損傷が発見された場合には、速やかに監督職員に報告すること。
- ・ 第 3 者被害が想定される箇所での「浮き」（たたき落とし済みも含む）、通行に影響する損傷（歩面の損傷・段差、防護柵等の破損・ボルトのゆるみ等）が発見された場合には、速やかに監督職員に報告すること。

点検実施の心得

- ① 点検前に、各種履歴（構築後～補修・補強・耐震等）を確認しておくこと。
- ② 施設名板等が現地に取り付けられている場合は、必ず撮影すること。
- ③ 代表的な損傷だけではなく、全損傷写真を撮影する。（⇒写真の撮り方に注意）
- ④ また、一般的に損傷が発生し易い部材の写真は損傷有無に関わらず、全て撮影すること。
- ⑤ 「代表損傷の状態・大きさ」および「全体的な損傷状況」が把握可能な損傷図を作成すること。
- ⑥ 点検時には図面（完成図）・台帳を持参し、台帳データ項目を確認すること。
なお、修正がある場合は、監督職員に報告すること。

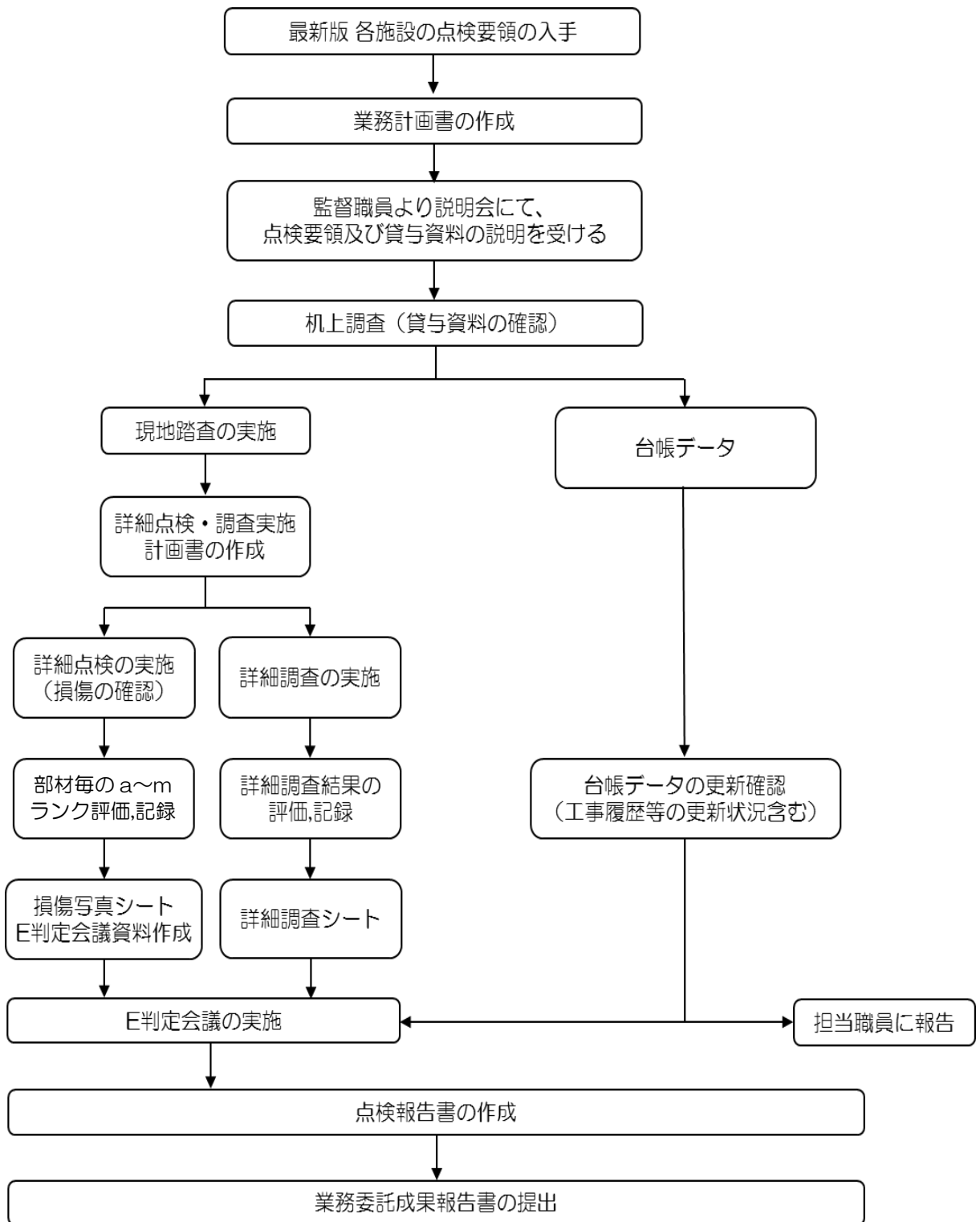


図 5.1 詳細点検、詳細調査の流れ

6. 点検頻度と実施主体

点検の種類（日常点検、詳細点検、中間点検、詳細調査、モニタリング、緊急点検、異常時点検）毎の実施頻度と、実施主体を表 6.1 に示す。

また、道路標識のうち門型以外の標識等については、外観目視を基本とした中間点検を行う。点検頻度については表 6.2 の②に示す通りとする。

その他、健全性の高い擁壁については、外観目視を基本とした中間点検を行う。点検頻度については表 6.3 の②に示す通りとする。

表 6.1 「歩道橋」・「アンダーパス・地下道」・「共同溝」の点検頻度と実施者

点検の種類	頻度	実施主体
日常点検	随時（パトロール）	直営（工営所）
詳細点検	5 年ごと	委託
詳細調査	5 年ごと	委託
緊急点検	都 度	直営（工営所）
異常時点検	都 度	直営（工営所）

表 6.2 「道路標識」の点検頻度と実施者

① 門型標識等

点検の種類	頻度	実施主体
日常点検	随時（パトロール）	直営（工営所）
詳細点検	5 年ごと	委託
詳細調査	5 年ごと	委託
緊急点検	都 度	直営（工営所）
異常時点検	都 度	直営（工営所）

② 門型以外の標識等

点検の種類	頻度	実施主体
日常点検	随時（パトロール）	直営（工営所）
詳細点検	10 年ごと	委託
中間点検	詳細点検間の 5 年ごと	委託
詳細調査	5 年ごと	委託
緊急点検	都 度	直営（工営所）
異常時点検	都 度	直営（工営所）

表 6.3 「擁壁」の点検頻度と実施者

① 前回点検において健全度Ⅲ判定

点検の種類	頻度	実施主体
日常点検	随時（パトロール）	直営（工営所）
詳細点検	5 年ごと	委託
詳細調査	5 年ごと	委託
モニタリング	健全度Ⅲ判定となった場合に実施、期間は 1 年間を標準とし、更新要否の検討を行う	委託
緊急点検	都 度	直営（工営所）
異常時点検	都 度	直営（工営所）

② 前回点検において健全度Ⅰ又はⅡ判定

点検の種類	頻度	実施主体
日常点検	随時（パトロール）	直営（工営所）
詳細点検	10 年ごと	委託
中間点検	詳細点検間の 5 年ごと	委託
詳細調査	5 年ごと	委託
緊急点検	都 度	直営（工営所）
異常時点検	都 度	直営（工営所）

①「歩道橋」・「アンダーパス・地下道」・「共同溝」の点検について

全部材の状態を、定期的かつ詳細に、近接目視により把握する詳細点検、詳細調査は 5 年ごとに実施することを基本とする。

また、詳細調査は詳細点検と併せて実施するが、点検結果を踏まえて要否判断をする詳細調査項目については、速やかに要否の判断を行い、点検期間内に調査を行うこととする。

なお、点検の実施主体は、日常点検と緊急点検、異常時点検は直営、詳細点検と詳細調査は委託とすることを基本とする。

② 門型標識等の点検について

全部材の状態を、定期的かつ詳細に、近接目視により把握する詳細点検、詳細調査は 5 年ごとに実施することを基本とする。

また、詳細調査は詳細点検と併せて実施するが、点検結果を踏まえて要否判断をする詳細調査項目については、速やかに要否の判断を行い、点検期間内に調査を行うこととする。

なお、点検の実施主体は、日常点検と緊急点検、異常時点検は直営、詳細点検と詳細調査は委託とすることを基本とする。

表-6.4 門型標識等の定期点検の実施時期の目安

経過年数	—	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年
詳細点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：点検実施

③ 門型以外の標識等の定期点検

全部材の状態を、定期的かつ詳細に、近接目視により把握する詳細点検は 10 年ごとに実施することを基本とする。詳細点検から概ね 5 年後に、「中間点検」を実施する。この点検の結果、重大な変状が認められた場合は、「詳細点検に準じた点検」を行い、より詳細を把握した上で、対策を検討する。

詳細調査は詳細点検及び中間点検と併せて 5 年ごとに実施することを基本とするが、点検結果を踏まえて要否判断をする詳細調査項目については、速やかに要否の判断を行い、点検期間内に調査を行うこととする。

なお、点検の実施主体は、日常点検と緊急点検、異常時点検は直営、詳細点検（中間点検）と詳細調査は委託とすることを基本とする。

表-6.5 門型以外の標識等の定期点検の実施時期の目安

経過年数		—	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年
詳細点検	中間点検		○		○		○		○	
	詳細点検	○		○		○		○		○

○：点検実施

④ 擁壁の点検について

全部材の状態を、定期的かつ詳細に、近接目視等により把握する詳細点検、詳細調査は5年ごとに実施することを基本とする。この点検の結果、健全度Ⅲと判定された場合は、モニタリングを1年間を標準として実施した上で更新対策の必要性を検討し、以後、更新を実施するまでの間は5年に1回の頻度で定期的な点検を行う。

また、詳細調査は詳細点検と併せて実施するが、点検結果を踏まえて要否判断をする詳細調査項目については、速やかに要否の判断を行い、点検期間内に調査を行うこととする。

なお、点検の実施主体は、日常点検と緊急点検、異常時点検は直営、詳細点検と詳細調査は委託とすることを基本とする。

表-6.6 擁壁の定期点検の実施時期の目安

経過年数	—	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年
詳細点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：点検実施

⑤ 健全性の高い擁壁の定期点検

「詳細点検」の結果、健全度Ⅰ又はⅡと判定された場合は、全部材の状態を、定期的かつ詳細に、近接目視等により把握する詳細点検は10年ごとに実施することを基本とする。詳細点検から概ね5年後に、「中間点検」を実施する。この点検の結果、重大な変状が認められた場合は、「詳細点検に準じた点検」を行い、より詳細を把握した上で、対策を検討する。

詳細調査は詳細点検及び中間点検と併せて5年ごとに実施することを基本とするが、点検結果を踏まえて要否判断をする詳細調査項目については、速やかに要否の判断を行い、点検期間内に調査を行うこととする。

なお、点検の実施主体は、日常点検と緊急点検、異常時点検は直営、詳細点検（中間点検）と詳細調査は委託とすることを基本とする。

表-6.7 健全性の高い擁壁における定期点検の実施時期の目安

経過年数		—	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年
詳細点検	中間点検		○		○		○		○	
	詳細点検	○		○		○		○		○

○：点検実施

7. 点検項目

詳細点検では、対象施設ごとに必要な情報が得られるよう、点検する部位・部材に応じて、適切な項目（損傷の種類）に対して点検を実施しなければならない。

「歩道橋」・「アンダーパス・地下道」・「共同溝」・「道路標識」・「擁壁」の各施設の点検する部位・部材、および、適切な項目（損傷の種類）は、施設ごとに異なるので、「第2章 詳細点検・詳細調査編」を参照し、必要な情報が得られるように、適切に点検を行うこととする。

8. 点検方法

- 一般的な「歩道橋」・「アンダーパス」・「地下道」・「共同溝」・「道路標識」・「擁壁」の詳細点検は、対象施設の立地条件から①徒歩、②梯子・脚立等、③高所作業車の3種類の方法によって実施する。
- 特殊な形式を有する施設は、一般的な点検方法を用いた過去の点検において近接目視できなかった部位（以下、これらの部位を総称して「未点検箇所」という）を有していた場合がある。これらの「未点検箇所」は、④ロープ高所作業、⑤ファイバースコープ、⑥ポールカメラ、⑦ICT 機器等の方法によって点検を実施する。
- 地下道施設などの建築仕上げにより構造本体が近接目視できなかった「未点検箇所」についても、④～⑥を駆使して点検を実施する。
- 擁壁点検において近接できなかった「未点検箇所」についても、⑥～⑦を駆使して点検を実施する。
- 点検時に構造目地部や排水施設部など周辺が土砂等で埋没し、部位全体を視認できない場合には、障害物を撤去のうえ、点検を実施する。
- 排水桝や排水管などの排水システムには、通水テストを実施し、確実に機能が確保されているかを点検する。
- 標識点検では、支柱内部の状況が把握できないため、頭頂部に取り付けられたキャップを取り外し、⑤ファイバースコープによる内部点検を実施することで、支柱内の滞水等の有無も確認する。

点検手法の状況例を以下に示す。①～③の標準的な点検手法では点検できない場合は、監督職員と協議をすること。



①徒歩



②梯子



③高所作業車

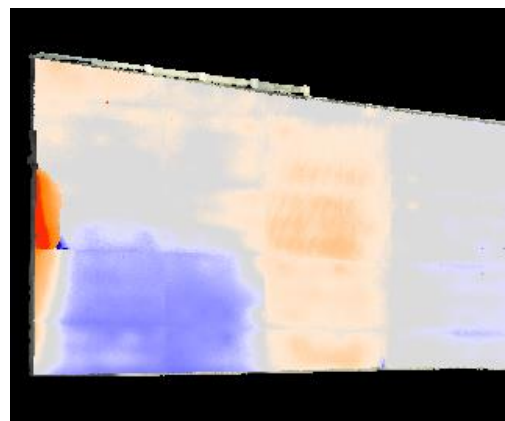
図 8.1 一般的な点検方法



④ロープ高所作業



⑤ファイバースコープ



⑦ICT 機器

図 8.2 特殊形式を有する施設の点検方法

9. その他注意すべきポイント

その他注意すべきポイントとして、下記内容を調書内に網羅できるように、点検を行わなければならない。

【歩道橋】

(1) 損傷写真について

- ・「①高欄高さの確認」を行い、規定未満の高さを確認した場合は、その場所が特定できるように写真撮影し根拠を掲載すること。
(路面高さで120cm必要であるが110cmを下回る場合は高さ不足)
- ・現地点検では、「②高欄縦柵の間隔(15cm以下)」を確認し、規定以上の間隔を発見した場合は、写真撮影し根拠を掲載すること。

(2) 現地状況写真について

- ・「現地状況写真」には、当該歩道橋に下記に示す部材等の存在が確認できる場合は、以下の写真も全数撮影の上、掲載すること。
「橋名板(漢字・ひらがなの両方)」「橋歴板」「塗装履歴」
「排水柵」(損傷有無に関わらず全数撮影)
「構造目地及びジョイント」(損傷有無に関わらず全数撮影)
「鳥害対策設備(ハトプロテクター)」

(3) 損傷図について

- ・「損傷図」において、「排水柵」「鳥害対策設備」は、その位置が把握できるように作図をすること。
- ・歩道橋は、管理区分が存在するものもあるため、作図時には、所管が把握できるように表現すること。

【アンダーパス・地下道】・【共同溝】

(1) 現地状況写真について

- ・「現地状況写真」において、当該施設に下記に示す部材等の存在が確認できる場合は、以下の写真も全数撮影の上、掲載すること。
「排水柵」(損傷有無に関わらず全数撮影)
「構造目地及びジョイント」(損傷有無に関わらず全数撮影)
「距離票シール」

(2) 損傷図について

- ・「損傷図」において、「排水柵」「構造目地及びジョイント」は、その位置が把握できるように作図をすること。
- ・アンダーパス・地下道は、管理区分が存在するものもあるため、作図時には、所管が把握できるように表現すること。

【道路標識】

(1) 現地状況写真について

- 「現地状況写真」において、当該施設に下記に示す部材等の存在が確認できる場合は、以下の写真も全数撮影の上、掲載すること。
 - 「標識板裏に設置されているシール」
 - 「支柱基部」(他社管理の支柱含む)
 - 「支柱の管理番号」(他社管理の支柱含む)

【擁壁】

(1) 現地状況写真について

- 「現地状況写真」において、当該施設に下記に示す部材等の存在が確認できる場合は、以下の写真も全数撮影の上、掲載すること。
 - 「構造目地及びジョイント」(損傷有無に関わらず全数撮影)
 - 「水抜きパイプ」(損傷有無に関わらず全数撮影)

(2) 損傷図について

- 「損傷図」において、「水抜きパイプ」「構造目地及びジョイント」は、その位置が把握できるように作図をすること。

10. 点検体制

詳細点検は、各施設に関して、十分な知識と実務経験を有するものが実施しなければならない。

(1)実施体制

1 施設当たりの点検作業班の編成人員例を表 10.1 に示す。

詳細点検の実施に当たっては、この値を参考に現地状況等を考慮して編成人員を定める。

表 10.1 点検作業員の編成人員例

	点検車	その他の方法
点 検 員	1 人 ^{注1)}	1 人 ^{注2)}
点 検 補 助 員	1 人 ^{注1)}	1 人 ^{注2)}
点 検 車 運 転 員	1 人 ^{注1)}	—
交 通 整 理 員	^{注3)}	—

注1) 点検車：点検に必要な範囲や交通状況等、施設ごと及び点検車（高所作業車等）ごとの条件を十分に考慮して編成人員を決定する。

注2) その他の方法：徒歩、梯子等の場合であり、現地条件や点検方法（項目、器具等）を考慮して編成人員を決定する。

注3) 交通整理員：交通整理を要する場合に、現地条件や協議内容を考慮して編成人員を決定する。

なお、点検作業に携わる人員の名称および作業内容は次のとおりとする。

- a.点 検 員…点検員は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。なお、点検員は、「(2)現場点検業務に従事する者の資格 1)」に記す要件と資格を有するものとする。
- b.点 検 補 助 員…点検補助員は、点検員の指示により、点検作業の補助を行う他、点検車歩廊部、もしくはリフト車点検作業台の移動操作、点検車運転員及び交通整理員との連絡・調整を行う。また、必要に応じて、ロープ高所作業を活用して点検作業の補助を行う。
- c.点検車運転員…点検車運転員は、点検員の指示に従い点検車の移動等を行う。なお、点検車運転員は、必要により、「(2)現場点検業務に従事する者の資格 2)」に示す資格を有するものとする。
- d.交 通 整 理 員…交通整理員は、点検時の交通傷害を防ぎ点検作業員の安全を確保すると共に、円滑な交通のながれを確保するものとする。

(2)現場点検業務に従事する者の資格

1) 点検員（点検補助者は含まない）

点検員は、点検現場における必要な点検作業を的確に実施する技能と能力および点検、診断、構造に関する技術的知見が必要である。

このため、本業務では、現場点検に従事する点検者について、以下の条件のいずれかに該当するものを点検員とするものとし、受注者は、監督職員に対し点検者の資格等について証明する書類を提出することとする。

- ① 技術士（「総合技術監理部門」または「建設部門」とし選択科目は「鋼構造及びコンクリート」に限る）またはこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM（鋼構造及びコンクリート）の有資格者
- ② 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格については、国土交通省において「国土交通省登録資格」として登録されている（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について）有資格者
ただし、該当する施設に限る。

2)高所作業車に関する運転者

高所作業車に関する運転者は、下記の資格を有するものとし、受注者は、本市監督職員に対し資格等を証明する書類を提出することとする。

- ・作業高さ 10m以上：高所作業車運転技能講習
- ・作業高さ 10m未満：高所作業車運転特別教育

3) その他の資格

上述の方法以外で点検する場合には、必要に応じて資格を有する人員を配置するものとする。

11. 損傷状況の把握及び損傷評価

詳細点検の結果については、「第 2 章 詳細点検・詳細調査編」において、各道路施設の「付録-1 詳細点検損傷評価基準」、「付録-2 詳細点検調書記入要領及び部材番号定義基準」（以下、「付録-2 道路標識点検調書記入要領」含む。）に基づき、部位・部材の最小単位（以下、「部材番号」という。）ごと、損傷の種類ごとに損傷の状況を記録するものとする。

損傷評価は、各施設における損傷の種類ごとに表 11.1 に示す 6 つの損傷区分(mを含む)に分類することを原則とする。

表 11.1 損傷区分

損傷区分	概念	一般的状況
a	〔良好〕	損傷が特に認められない
b	〔ほぼ良好〕	損傷が小さい
c	〔軽度〕	損傷がある
d	〔顕著〕	損傷が大きい
e	〔深刻〕	損傷が非常に大きい
m	〔維持対応〕	維持管理にて対応する必要あり

損傷の種類毎の評価方法は、第 2 章 各道路施設に記載する「付録-1 詳細点検損傷評価基準」に準ずること。

なお、ここで示す損傷評価基準の考え方は、H26 年度以降に国交省により制定された、各道路施設の『定期点検要領』を参考に設定しているため、損傷毎の事例写真については、『定期点検要領』に示される事例写真を参考にすること。

また、損傷状況は、部材番号（部位・部材の最小評価単位）毎に、第 2 章 各道路施設に記載する「付録-2 詳細点検調書記入要領及び部材番号定義基準」等に基づき記録する。

なお、把握した損傷は、状況に応じて次の方法でその程度を記録するものとする。

- ① 損傷内容ごとに定性的な評価基準でその程度を表す区分を記録
- ② 損傷状況を示す情報のうち①の方法ではデータ化されないものは、損傷図や文章等で記録

以下に、②のデータ化されない情報で損傷図や文章等で記録しておく必要があるものの例を示す。

- ・コンクリート部材におけるひび割れの状況のスケッチ
（スケッチには、主要な寸法（延長、幅）も併記する）
- ・コンクリート部材における剥離・鉄筋露出等の損傷箇所及び範囲のスケッチ
- ・鋼部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- ・鋼部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・支承や伸縮目地の機能障害に係る損傷の記述
（損傷写真の記録のみでは損傷の具体性が不十分である場合が多い）
- ・異常音や振動等、損傷写真に記録できない損傷の記述
- ・損傷区分「m」は点検項目の「その他」に判断されるものに適用する。

12. 詳細調査

詳細調査は、表 12.1 に示すとおり。

詳細調査の実施の選定フロー、内容及び評価については、第 2 章 各道路施設に記載する「付録-3 詳細調査要領」に基づくものとする。

表 12.1 調査項目

調査項目	対象施設	調査内容
①漏水調査	全施設	目視調査
②鋼塗膜調査	部材が鋼である施設	基盤目テープ付着試験
③RC床版調査	RC床版を有する横断歩道橋 カルバート構造の頂版を有する アンダーパス・地下道や共同溝	(1) クラック図作成 (2) 叩き落し (3) 叩き（打音による空隙確認）
④F11T遅れ破壊調査	F11Tを有する横断歩道橋	手動叩き点検
⑤第三者被害抑止調査 (1) Co地覆・壁高欄 (2) 遮音壁等ボルト (3) 照明灯 (4) 標識柱	第三者被害が想定される施設 ・Co塊、ボルト落下による被害が 想定される部材を有する施設 ・照明灯、標識柱の破断等により 被害が想定される施設	(1) 叩き落し (2)～(4) 腐食・亀裂などの調査
⑥Box 構造内部調査	Box 構造を有する歩道橋	損傷状況展開図作成
⑦ケーブル詳細調査	斜張橋等のケーブルを有する施設	ケーブル内部の非破壊・微破壊検査 ・渦流探傷法（非破壊検査） ・全磁束法（ケーブルカバー開封検査） ・目視検査（ケーブルカバー開封検査） ・加速度計を用いたケーブルの固有振動 数計測
⑧鋼床版等疲労調査	塗膜われが発見された歩道橋や道 路標識等	過流探傷試験、磁粉探傷試験 浸透探傷試験
⑨コンクリート健全性調査	部材が Co である施設	・中性化深さ調査 （フェノールフタイン 1% アルコール溶液法） ・圧縮強度調査
⑩鋼製部材疲労調査	部材が鋼である施設	過流探傷試験、磁粉探傷試験
⑪塩害調査	塩害地域で、部材が Co である施 設	簡易塩分測定法
⑫アルカリ骨材反応調査	Co 部材があり、亀甲状のひび割れ が発見された施設	促進養生試験
⑬超音波厚さ計による板厚調査	道路標識	超音波厚さ試験
⑭亀裂損傷調査	道路標識	過流探傷試験、磁粉探傷試験 浸透探傷試験

13. 補修対策が必要な箇所の選定

詳細点検および詳細調査の結果を踏まえ、把握した各施設における各部位の損傷について、補修対策が必要かどうかを診断するために、「Eランク損傷判定会議」を実施する。

本点検要領においては点検実施時に、点検結果を踏まえた対策計画を策定することとなっており（第2章 各道路施設に記載の「付録-5 詳細点検報告書作成要領」参照）、基本的にEランク損傷（早期に対策が必要な損傷）を把握した場合に対策計画を記入することとなる。

このEランク損傷（早急に対策が必要な損傷）を判定し、補修対策の要否を判定する場合には、損傷位置、損傷原因、損傷の周辺への影響、進行性、および補修履歴等を総合的に診断する必要があるが、その診断結果は評価者間によってばらつきが生じる。

そこで、委託点検業者および本市担当職員が出席する「Eランク損傷判定会議」を実施し、点検により把握した補修対策が必要と思われる箇所について、実際に補修対策が必要かどうかを診断することとする。

「Eランク損傷判定会議」には、第2章 各道路施設に記載の「付録-5 詳細点検報告書E判定会議用資料様式」を参照して、損傷位置、損傷の種類、考えられる原因、対策工法（案）を取りまとめた資料を提出することとし、「d」ランク以上の損傷を掲載するものとする。

また、「Eランク損傷判定会議」には、E判定会議用資料の他、全損傷写真、損傷図、施設写真、詳細調査結果、前回点検実施時のE判定会議用資料も必要なため、必ず持参すること。

点検現場において、落橋や第3者被害に繋がるような重大な損傷を発見した場合には、監督職員に遅滞なく緊急報告すること。また、mランクに判定された部分も確認及び診断を行い、日常点検等での対応を決定する。

なお、本会の判定内容については、各施設定期点検 D・E 判定結果一覧表に取りまとめること。

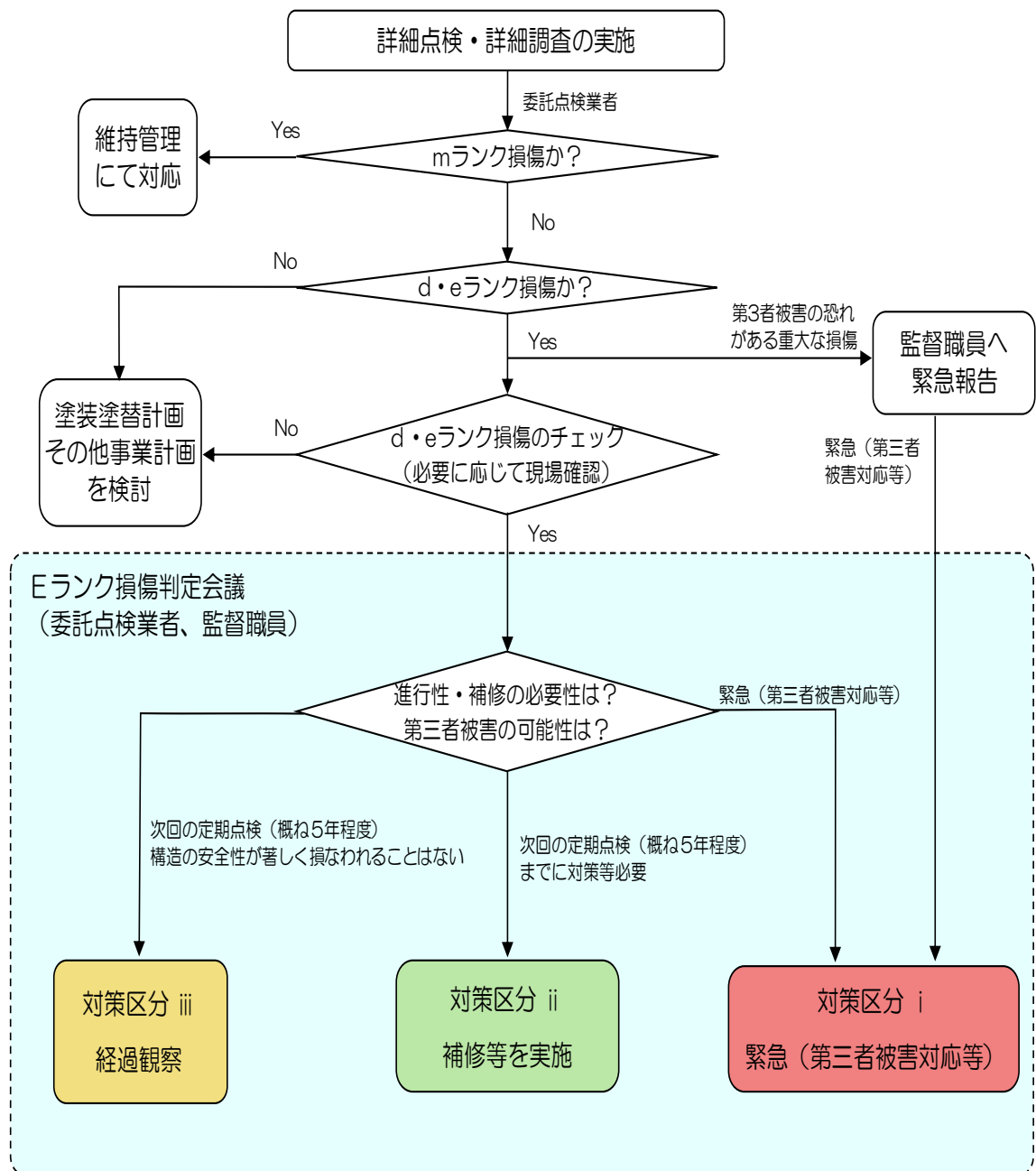


図 13.1 点検実施からEランク損傷判定会議までのながれ

14. 点検成果の取りまとめとデータ登録

点検業務にて作成するデータは、各道路施設のマネジメントサイクルのスタートであり、そのサイクル中で根幹を担うものである。本市建設局が行う各道路施設の詳細点検・詳細調査は、現場点検作業を行うことのみが目的ではなく、点検により得られた「情報（データ）」を蓄積し、マネジメントサイクルをスタートさせることも目的となる。その為、点検を行った結果として作成される、第 2 章 各道路施設に記載の「付録-4 詳細点検報告書様式」「付録-6 詳細調査報告書様式」に基づき、データベース（エクセル）を更新するものとする。

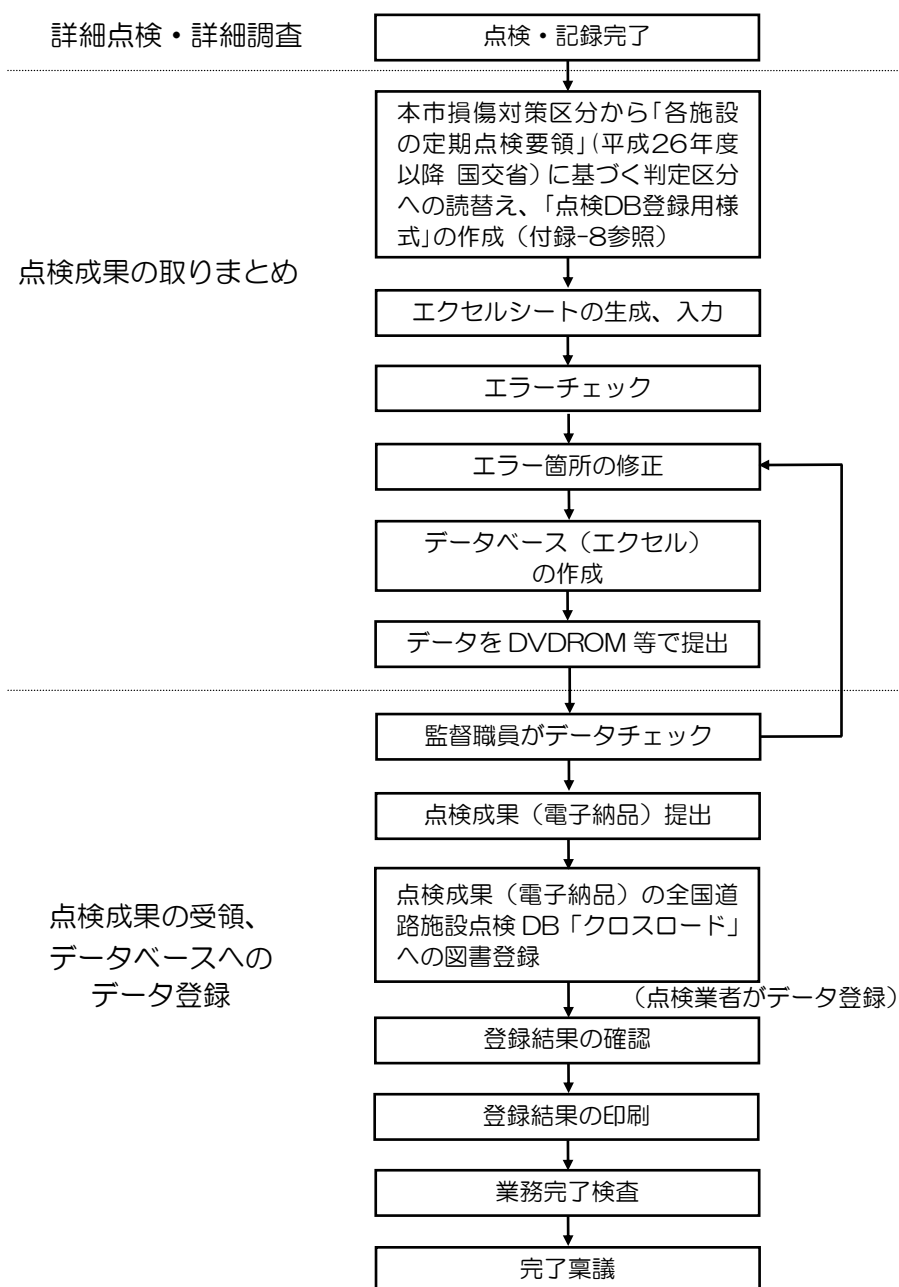


図 14.1 点検成果の取りまとめとデータ登録の流れ

表 14.1 点検委託業務成果目次（その１：ダイジェスト版）

	大項目	細分類	内容	備考
ダイ ジェ ス ト 版	第 1 章 業務概要	1	業務目的	
		2	業務項目	
		3	実施方針	安全管理計画
		4	点検対象施設一覧	
		5	位置図	
	第 2 章 詳細点検・ 調査実施 計画	1	現地踏査の調査記録	
		2	詳細点検、詳細調査実施方針	
		3	実施体制	
		4	実施工程表	
		5	点検手法、点検に用いる機材計画	
		6	安全管理計画（交通規制を含む）	
		7	連絡体制（緊急時含む）	
		8	その他協議等	
	第 3 章 机上調査	1	資料収集、整理	
	第 4 章 点検・調査 結果概要	1	状態評価判定一覧表	状態評価判定一覧
		2	詳細点検結果一覧表	詳細点検結果一覧
		3	詳細調査概要表	詳細調査実施項目 各種詳細調査結果概要
		4	E 判定損傷概要表	E 判定損傷一覧、状況図、写真
		5	補修対象箇所一覧表	補修対策箇所一覧表
		6	履歴診断一覧表	補修・補強対策履歴
		7	点検方法、設備概要、 見られなかった箇所表	塗装足場、特殊高所技術の利用等 見られなかった箇所一覧
		8	その他	点検・調査の留意点 点検・調査要領内容の提案
		9	関係機関協議表	関係機関協議一覧
		10	提出電子データ一覧	エクセルファイル名等の一覧
				チェックリスト
				データベース（エクセル）
	第 5 章 個別施設の 点検・調査 結果概要	1	詳細点検報告書	
	第 6 章 提出書類	1	業務計画書	
		2	照査報告書	
		3	打合せ記録簿	議事録を含む
		4	安全訓練報告書	毎月 1 回（4 時間以上）
		5	貸与品借用書	
		6	貸与品返納書	
		7	業務月報	
		8	その他	その他必要資料

注) 点検時に吊足場を用いる場合は、業務計画書提出時に吊足場の計算書、図面を提出すること。

注) 成果品に、目次とページ番号を必ず付すること。

表 14.2 点検委託業務成果目次（その 2：個別道路施設調書編・資料編）

	大項目	細分類	内容		備考
個別施設調書	第 7 章 個別施設の 点検・調査 結果	1	点検調書(その 1)	個別道路施設の諸元と 総合検査結果	詳細は第 2 章参照 施設毎に綴り インデックスを付け、 パイプ式ファイルで 作成。 1～16 は、 1 フォルダファイルとし 電子データを作成。
		2	保全更新計画 策定シート	①施設概要 ②損傷概要図	
		3		③状態評価	
		4	点検調書(その 2)	径間別一般図	
		5	点検調書(その 3)	現地状況写真	
		6	点検調書(その 4)	要素番号及び部材番号図	
		7	点検調書(その 5)	損傷図	
		8	点検調書(その 6)	損傷写真	
		9	点検調書(その 7)	損傷程度の評価記入表 (主要部材)	
		10	点検調書(その 8)	損傷程度の評価記入表 (その 7 に記載以外の部材)	
		11	点検調書(その 9)	損傷結果一覧	
		12	点検調書(その 10)	対策区分判定結果(主要部材)	
		13	点検調書(その 11)	対策区分判定結果 (その 10 に記載以外の部材)	
		14	E 判定診断シート		
		15	各詳細調査結果シート		
		16	見えなかった箇所図面		
		17	データベース (E 判定結果反映)		
		18	点検 DB 登録用様式(健全性の診断Ⅰ～Ⅳ) (定期点検要領 国交省 道路局))		
		19	その他資料		
資料 編	第 8 章 関係機関協議資料				パイプ式ファイルで 作成する

表 14.3 監督職員より貸与される資料（参考）

(1) 既存資料、点検結果	①各施設台帳 ②前回の点検調書
(2) 補修履歴、図面等	①工事完成図書、図面 ②対策履歴関連資料 （対策履歴一覧表、管内工事報告書、工事報告書等）
(3) 詳細点検報告書 ファイル（電子データ）	①詳細点検報告書、詳細調査報告書ファイル ・詳細点検、詳細調査報告書ファイル ・詳細点検様式.xls ・詳細調査様式.xls

参考文献一覧

- 1) 国土交通省 道路局 国道・技術課、平成31年3月
国土交通省 道路局 国道・技術課、令和6年9月
歩道橋定期点検要領
国土交通省 道路局、令和6年3月
横断歩道橋定期点検要領（技術的助言）
横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）
- 2) 国土交通省 道路局 国道・技術課、平成31年3月
シェッド、大型カルバート等定期点検要領
国土交通省 道路局、令和6年3月
シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言）
シェッド、大型カルバート等定期点検要領
（技術的助言の解説・運用基準）
- 3) 国土交通省 道路局 国道・技術課、平成31年3月
国土交通省 道路局 国道・技術課、令和6年9月
附属物（標識、照明施設等）点検要領
- 4) 国土交通省 道路局、平成31年2月
門型標識等定期点検要領
国土交通省 道路局、令和6年3月
門型標識等定期点検要領（技術的助言）
門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）
- 5) 国土交通省 道路局 国道・技術課、平成31年3月
国土交通省 道路局 国道・技術課、令和6年7月
橋梁定期点検要領
国土交通省 道路局、令和6年3月
道路橋定期点検要領（技術的助言）
道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）
- 6) 国土交通省 道路局 国道・技術課、令和5年3月
道路土工構造物点検要領